

**平成 26 年度 参加要件・事業対象頭数確認書の手続等の
スケジュール**

5月初め	平成 25 年度の販売実績頭数確定
5月9日(金)	<p>確認書(様式第1号)の送付開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務委託先がない養豚事業者…本人あてに郵送 ・事務委託先がある養豚事業者…事務委託先あてに郵送 又はメール <p style="padding-left: 2em;">※平成 25 年度事業の事務委託先に送付します。</p> <p style="padding-left: 2em;">※周知団体は、説明会等で全事業参加者あてに手続の周知をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度以降事業に参加しない場合は、辞退届(様式第2号)を提出してください。
5月30日(金)	確認書の提出締切り(同日消印有効)
6月上旬～	<p>機構で要件等を審査</p> <hr/> <p>確認結果の通知</p> <p>要件審査等の終了した生産者へ順次、事業対象頭数等通知書を送付(本人あてにハガキ送付)</p> <hr/> <p>販売確認申出書の送付</p> <p>上記通知書を送付した生産者へ順次、機構で平成 26 年度の事業対象頭数を入力したものを郵送又は電子メール(Excel)で送付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務委託先がない養豚事業者…本人あてに郵送 ・事務委託先がある養豚事業者…事務委託先あてに郵送(又は電子メール)
6月20日(金)	<p>4・5月分の販売確認申出書の提出期限 【全員共通】</p> <p>4・5月の2か月分をまとめて提出して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務委託先がない養豚事業者…本人→機構 ・事務委託先がある養豚事業者…事務委託先→機構
7月10日(木)	6月分の販売確認申出書の提出期限 【早期補てん対象者】
7月18日(金)	6月分の販売確認申出書の提出期限 【一括補てん(従来方式)対象者】